

# 自動車重量税還付金の受領権限に関する委任状

受任者 氏 名

住 所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号

令和 年 月 日

委任者(使用済自動車の所有者)  
(フリガナ)

氏名又は名称

印

住 所

## 【記入上の注意】

- ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。印鑑は個人印を使用し、実印である必要はありません。
- ② 法人が委任者となる場合は、その法人の代表権のあるものが自署、押印してください。印鑑は個人印を使用し、実印である必要はありません。自署でない場合は、会社の実印を押印し、印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)を貼付して下さい。
- ③ 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

# 自動車重量税還付金の受領権限に関する委任状

受任者 氏 名 運輸 太郎

【記載例】

住 所 浦添市字港川512-4

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号
沖縄300さ4249	GD 1-1234567

平成 年 月 日

委任者(使用済自動車の所有者)  
(フリガナ)

氏名又は名称

運輸 一郎



印

住 所

那覇市おもろまら2-1-1

## 【記入上の注意】

- ① 委任状は、委任者が自署・押印してください。印鑑は個人印を使用し、実印である必要はありません。
- ② 法人が委任者となる場合は、その法人の代表権のあるものが自署、押印してください。印鑑は個人印を使用し、実印である必要はありません。自署でない場合は、会社の実印を押印し、印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)を貼付して下さい。
- ③ 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。